

「きたきゅうゴールド定期預金 順風満帆」規定

1. (お申込み対象)

- (1) 当行で「年金」をお受取いただいている個人の方、または当行で「年金予約申込」を申込みされている個人の方に限ります。
- (2) この預金は「年金受給口座」または「年金予約指定口座」と同一店（1店舗）でのお取扱とさせていただきます。

2. (対象となる年金等)

国民年金、厚生年金等、当行所定の年金に限らせていただきます。

3. (お預入れの形式等)

この預金は、預入日（継続した場合は「継続日」）の1年後の応当日を満期日とした自動継続の「スーパー定期」または「スーパー定期300」とします。

4. (適用利率)

- (1) この預金は、預入日における「スーパー定期」または「スーパー定期300」の1年ものの店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率が適用されます。この優遇金利は満期日まで変更いたしません。なお、この預金が自動継続された場合は、継続日における「スーパー定期」または「スーパー定期300」の1年ものの店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率が適用されます。
- (2) 市場動向等により、上乗せ利率の条件を変更する場合があります。

5. (自動継続の停止)

- (1) 当行が定めた一定期間内に当行所定の年金による振込がなかった場合、この預金の自動継続を停止します。
- (2) 年金予約の有効期限が到来し、当行所定の年金による振込が確認できなかった場合、この預金の自動継続を停止します。なお、取引の公平性を害するおそれがあると当行が判断する場合、この契約を無効とする場合があります。
- (3) 自動継続を停止した場合、この預金は満期日以後に支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

6. (お花のプレゼント)

この預金を1口300万円以上でご新約いただいた場合、この預金が継続される限り年1回お客様の指定する日に花をプレゼントいたします。（解約された場合または自動継続が停止された場合は対象外となります。）なお、花のプレゼントはお1人様年1回1個（複数口ご新約いただいた場合も同様です。）となります。

ご指定日は、この定期預金を新約された月の翌々月以降となります。

7. (規定の変更)

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行ホームページ掲載の定期預金共通規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定により取扱います。

9. (その他)

この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以 上
(2019年10月1日現在)